

第2決算審査特別委員会（第1日目）

R4.9.7（水）13：00～

第一委員会室

開 会 12：52

委員長挨拶

委員長

第2決算審査特別委員会委員長に選任いただきました私佐々木と水口副委員長とで2日間の委員会運営に当たってまいります。道内は、新型コロナウイルス感染症の感染者数が高止まりの傾向にありますが、感染対策をしっかりと行いながら、対面方式での開催となります。円滑な議事進行に努めてまいりますので、委員各位のご理解とご協力、そして執行部側の簡潔明瞭なご答弁をお願い申し上げます。冒頭私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

ただいまより第2決算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長

ただいまの出席委員数は6名であります。

欠席の申出は寄谷委員であります。

これより本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました事件は、

認定第2号 令和3年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和3年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和3年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和3年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和3年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和3年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第8号 令和3年度滝川市病院事業会計決算の認定について

以上、特別会計5件、企業会計2件の計7件となっております。

事前審査説明

委員長

次に、審査の方法について協議いたします。

まず、日程についてですが、配付されております別紙日程表に基づき2日間で行うこととし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐり取り進めることよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長

よって、そのように決定いたします。

次に、審査の進め方について協議します。

審査は各会計ごとに行うこととし、下水道事業会計及び病院事業会計は決算内容について、その他の特別会計は節または細節で50万円以上の不用額について、また要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず説明を受けた後質疑を行い、討論、採決については最終日に行うことよろしいですか。

（異議なしの声あり）

- 委員長 そのように決定いたします。
なお、意見は討論の際に述べていただくことになっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないようにご配意願います。
また、答弁については部課長に限らず、内容を知り得る方で原則課長補佐職以上の方が行ってください。なお、氏名、職名などを告げられないで答弁の許可を得た場合は、所属、職名、氏名を述べられてから答弁してください。
次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることによろしいですか。
(異議なしの声あり)
- 委員長 そのように決定いたします。
次に、討論ですが、付託されております全認定について一括して各会派の代表の方に行ってもらふこととし、その順番は会派清新、新政会、会派みどり、公明党の順番とすることによろしいですか。
(異議なしの声あり)
- 委員長 そのように決定いたします。
なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することになっておりますので、ご了承願います。
資料要求
最後に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、予定されている資料につきましてはお手元に配付されております。これ以外の関係で資料要求される方は、その都度要求を願ひ、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思ひますが、これによろしいですか。
(異議なしの声あり)
- 委員長 そのように決定いたします。
以上で審査方法についての協議を終了し、早速審議に入りたいと思ひますが、よろしいですか。
(異議なしの声あり)
- 委員長 それでは、日程に従ひ審査を進めます。
認定第3号 令和3年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 委員長 認定第3号 令和3年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
まず、冒頭に資料要求される方はいますか。
(なしの声あり)
- 委員長 それでは、説明を求めます。
尾崎部長 (認定第3号を説明する。)
田村課長 (認定第3号を説明する。)
- 委員長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。
- 安 樂 287ページ、1款2項1目公営住宅建設費、備考欄のところなのですが、啓南団地の7・8号棟地下灯油タンク内面コーティング等改修工事、それから新町団地屋上防水等改修工事及び銀川団地2号棟共用エレベーター改修工事というのが記載されているのですが、それぞれどれぐらひの入札参加があつたのか、それと当然入札の方法は地域限定としているとは思ひのですが、その有無

について確認したいと思います。

秋山課長補佐

ただいまご質疑のありました入札参加の数とそれに係る入札の方法についてご説明をさせていただきます。

工事ごとにご説明をさせていただきますが、まず啓南団地7・8号棟地下灯油タンク内面コーティング等改修工事の入札参加数につきましては、全部で4者となっております。続きまして、新町団地屋上防水等改修工事につきましては、こちらについても4者参加ということになります。続きまして、銀川団地2号棟共用エレベーター改修工事につきましては、こちらについては3者の参加となっております。入札の方法によりますが、滝川市の工事につきましては地域限定型一般競争入札という方法を取っております。

委員長
山本

ほかに質疑ございますか。

284ページ、285ページになります。住宅管理の市営住宅の管理の関係で現在、滝川ガスに指定管理されているわけでありませうけれども、その中に施設修繕料等と書いてありますが、滝川ガスに委託管理している中にも軽微な修繕費が含まれていると思うのですけれども、それがどのくらいの割合で含まれているのかもし分かれば教えていただきたい。ある程度大きな修繕等になってくれば当然先ほど安樂委員が質疑したように大きな工事になってくる部分も出てくると思うのですけれども、その境目の金額というのはいくらで見ているのか。

委員長

休憩いたします。

休 憩 13:13

再 開 13:13

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

横田課長補佐

山本委員のご質疑にお答えしますが、まず指定管理の中に入っている修繕と、それとそうではない大きな工事の区別についてご説明させていただきます。まず工事として発注するエレベーターの改修工事や屋上防水等改修工事のようなものについては、社会資本整備総合交付金の対象の工事になるものは指定管理の代行負担金の中には含めず、滝川市が発注して改修工事を行っております。それ以外の一般的な入居に伴う修繕費等については、管理代行負担金の中に計上して、指定管理者である滝川ガスに修繕をしていただいているという区分になっております。そのうち滝川ガスに今やっていた管理代行負担金の中で、修繕に伴う費用なのですが、こちらにつきましては、当時の仕様書の中で計画修繕というものと一般修繕という2つの項目について積算額が記載されておまして、令和3年度につきましては計画修繕の費用として930万円、一般修繕としては4,370万円の経費を計上しております。この一般修繕と計画修繕の違いなのですが、一般修繕というのは通常の入居に伴って出てくる修繕でどちらかという予測ができないものであり、計画修繕というのはあらかじめこういうことを修繕してくださいというふうに仕様を定めた中で3年間それぞれ指定している工事を計画修繕という方法で計上しております。

委員長
三上

他に質疑ございませんか。

同じ285ページの管理代行負担金の部分なのですが、管理代行を滝川ガスにお願いした場合と、しなかったとした場合の効果額というのが見えてくると思うのですが、その効果額がどのくらいになっているのか。それと入札に参加した段階でこちらの会社については福祉に関する業務もやっていきたいというようなことで参加しているのではなかったかと思うのですが、具体的にどのようなこ

とをされてきたのか伺いたいと思います。

横田課長補佐

今ご質疑2つだったと思います。効果額についてですけれども、これは実は今回第2クール目ということで、5年目の決算になります。1クール目、29年から31年、令和元年までの間は直営時代と管理代行をしなかったときとが比較ができたので、当時約1,400万円ぐらいの効果額がありましたということで委員会でもたしかご報告させていただいたと思います。ただ、それ以降2クール目につきましては、物価の上昇であったり、やっている内容も違ったりということがあるので、なかなか直接的な比較検討ができない状態であるという事実がございます。ただ、積算するに当たっては、いつまでも古い単価というのは使えないので、基となっている管理代行負担金を基に、例えば管理戸数の増減であったり、人件費であったりというものを考慮した上で積算しておりますので、現段階では直営時代との効果額幾らというのはなかなか具体的にお示しできない状態でございます。

それと、2点目、福祉的なことをやるというような内容で申込みがあったのではないかとということで、それはどのようにされているかというご質疑だったかと思うのですが、すみません、今手元に当時の提案書がないので、記憶が定かではないのですが、それに近いものとしては高齢者の見守りをしますよというようなことでの自主事業の提案がございました。今回のものについては、令和2年、3年、4年とこの3年間でやっているうちの中間年なのですけれども、ちょうどコロナが発生したときで、対面であったり、直接なかなか人と会うということが非常に難しい状態でしたので、高齢者の見守り事業、具体的には集金や修繕に行ったときに直接安否確認をしたりということが具体的に行われていた事業なのですけれども、これは思ったほどの成果というか、自粛するような中でやったというのが事実でございます。

委員長
柴田

他に質疑ございませんか。

基本的なことをお伺いしたいのですが、先ほどの説明の中で執行率が随分低いなと感じたのです。需用費だとか役務費だとか、本当に執行率がとても低いと。これは、意図してやったものなのか、それとも通常はこういった数字になっていくものなのか分からないものですから、そこを教えてください。

横田課長補佐

今のご質疑は、先ほどの建設費のような大きなものについてだと思うのですが、主に備考に書いてあるような事業を先ほどご説明したように交付金を活用しながらやっている事業で、交付金を取るに当たってやはり最近の例ですと交付金が削減されたりだとかということもあるので、ある程度要望額は少し大きめに要望して、それに伴って予算化をしているという事実はございます。同じだけの工事をしても予算に対してはもともとの設計額が若干それより精査された段階で少なくなっているというのがこの執行残の原因でございます。

柴田

ということは、予算を立てるときに幅を取っているということで理解していいですね。

横田課長補佐

そういうことになります。

委員長

他に質疑ございますか。

副委員長

私から2点。事務概要にございます、先ほど説明の中で訴訟、調停等が少なかったということで説明があったのですが、訴訟1件、調停1件の結果について確認をさせていただきたいのが1点。それと、ここ何年か不納欠損を一切していないのですが、その理由についてお尋ねいたします。

田村課長 水口副委員長からご質疑のあった調停と訴訟の内容についてですが、まず調停につきましては住宅使用料の未払いについての調停ということで昨年提起させていただいたものでございます。こちらにつきましては、調停の中で分納誓約をいただきまして、今年の3月に完納ということで、こちらのほうは終わっているものでございます。もう一点、訴訟につきましては退去修繕費の未払いについての訴訟の提起ということで、こちらにつきましても昨年12月に結審しまして、毎月の分納ということで、こちらはまだ全部は終わっていないのですが、約束の履行は果たされているという状況でございます。

あと、不納欠損につきましては、こちらは議会の承認が必要なものになります。相手方のほうから支払いの猶予というか、そういったものを求められたいしない限りはうちのほうは催促しなければならないというものになりますので、例えば相手方が亡くなったり、相続人がもう支払いが不能であるとか、そういったことでないとなかなか手続が取りづらいということで、不納欠損のほうは計上していないというような状況になってございます。

副委員長 そうしたら、本来年月が経過したことによって不納欠損に落とせるものであるとか、そういうものが全て収入未済額の中に入っているというこの理解でよろしいですか。

田村課長 そのとおりでございます。

委員長 他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように確認いたします。

柴 田 以上で認定第3号の質疑を終結いたします。

先ほどの委員長の提起の中で、分かる方が答弁してくださいというお話と課長補佐以上というお話があったのですが、分かる人が答弁していただくという取扱いに一本化したほうが良いと思います。今見ていると分かる人が隣でサジェスチョンしてから他の方が答弁すると、時間の無駄ではないかなと思うので、課長補佐以上というのをやめたほうが良いと思うのですが。

委員長 今柴田委員から提案がありましたが、課長補佐職以上というのはあくまでも原則なので、分かる方に答弁していただくということでよろしいですか。

安 樂 言っていることは理解できます。あくまでもコロナの関係で人員制限しているから、今は課長補佐職以上の答弁としていますが、説明員に名前が載っている係長以上等が答弁して良いのではないのでしょうか。

委員長 では、出席者の中で分かる方に答弁していただくということでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 では、そのように決めます。

ここで所管入替えのために暫時休憩いたします。

休 憩 13:25

再 開 13:27

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長 **認定第7号 令和3年度滝川市下水道事業会計決算の認定について**

委員長 認定第7号 令和3年度滝川市下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

まず、冒頭に資料要求される方はいますか。

(なしの声あり)

委員長
加地次長
委員長

それでは、説明を求めます。

(認定第7号を説明する。)

説明が終わりました。

安 樂

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

令和3年度の決算ということで、令和3年度から新たに滝川市公共下水道事業経営戦略というのが開始をされました。今回の決算に当たって計画どおりそれが進んでいるのかどうかというのを確認させてください。

古山係長

安樂委員のご質疑に答弁させていただきます。

結論から申し上げますと、ほぼ計画どおりと判断しております。令和2年度に策定しました公共下水道事業経営戦略でございますが、計画期間は令和3年度から10年間としております。経営戦略の収支計画の中には、人口減少に伴う使用料の減収、管渠やポンプ場施設の経年劣化による修繕費の支払い増や一定規模の非常時対応経費の計上、インフレなどに伴う借入金利の上昇による支払い利息の増など、リスクとして見込まなければならない部分を計上しているところでございます。結果として、決算でそういった支出がない場合ももちろんあるわけございまして、そういった支出がなかった場合は経営的によい方向に振れるものと考えております。決算における一定の目安としましては、見込んだ当期純利益、そして補填財源、未処分利益剰余額及び現金残高、これをクリアしているかどうかということになるかと思いますが、令和3年度におきましては全てクリアすることができたことから、ほぼ計画どおりと申し上げた次第でございます。

委員長

他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認いたします。

以上で認定第7号の質疑を終結いたします。

ここで所管入替えのために休憩いたします。

休 憩 13:44

再 開 13:46

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

認定第6号 令和3年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長

認定第6号 令和3年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

まず、冒頭に資料要求される方はいますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、説明を求めます。

加地次長

(認定第6号を説明する。)

委員長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委員長 そのように確認いたします。
以上で認定第6号の質疑を終結いたします。
ここで換気のため休憩いたします。14時を再開いたします。
休 憩 13:53
再 開 13:57

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長 **認定第8号 令和3年度滝川市病院事業会計決算の認定について**

委員長 認定第8号 令和3年度滝川市病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。
まず、冒頭に資料要求される方はいますか。
(なしの声あり)

委員長 それでは、説明を求めます。
柳部長 (認定第8号を説明する。)

委員長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

安 樂 それでは、何点か質疑をさせていただきます。
まず、事務概要調の217ページです。1、職員数の看護師の数なのですが、前年度に比べて11人増員されていると。人的戦力というのは経営イコール収支にもつながってくるということで、どのような努力をされてこの11名を増やしたのか伺います。
それから、同じく217ページです。ここに看護師の退職者がございますが、その中の内訳で定年退職者は何名いたのかということ、次219ページの10の総合相談数、前年度が3,508件に対して今年度は4,942件ということで、1,434件増えています。この要因は何か伺います。
同じく219ページの12、診療記録の開示件数、これも前年度に比して増えていますけれども、請求する目的とか傾向、どのようなものがあるかをお答え願います。

湯澤係長 ただいまの安樂委員のご質疑にお答えいたします。
まず、1点目の事務概要調の217ページ、1、職員数の看護師の増員の主な理由についてですけれども、増加した要因としましてはまず令和3年度の4月1日付の採用者が増加したこと、次に年度途中の退職者の減少が主な理由として挙げられます。また、令和2年度から看護師等修学資金の貸付制度を活用しておりまして、新卒者の安定的な採用につながっていると考えております。また、院内保育所の定員を拡充したことによりまして、子育てしながら仕事を続けることができる環境が整ってきたと考えております。そのため、職員数の増加につながっていると考えています。
次に、2点目ですけれども、2の職員の異動の中で看護師の退職者27名のうち定年退職の人数についてですが、こちらについては2名の職員が定年退職となっております。

金子課長 安樂委員からありました3点目のご質疑、総合相談件数が令和3年度に非常に増えているというようなご質疑だったと思います。退院調整を中心としてこうした総合相談を受けております。うちの地域医療室で相談を受けておりますけ

れども、令和3年度の顕著な状況として、退院した後の受入れ調整が難しくなっている。コロナ禍において実際にこちらの転院で受けていただける医療機関そのものが少なくなっていることと併せてまた困難になってきている。それで、1人につき相談する件数そのものも複数回に及ぶですとか、そういったケースが非常に増えているというふうに聞いております。

青山課長

安楽委員の4点目の質疑について、カルテ開示の件数増加の理由ということなのですが、令和3年度の開示件数の内訳といたしまして、主にB型肝炎訴訟に伴うカルテ開示が約半数を占めてございます。そのほか病状の把握であったり、申請書類等で必要になるというようなことがございます。令和2年度も内訳としては同様でございます。令和2年が少なかったということで、令和元年度以前も20件から30件の年間開示件数がございましたので、令和2年が減っているということになります。

委員長
副委員長

他に質疑ございませんか。

先ほどご説明をいただきました22、23ページの中で、22ページの下段のほうに1億8,763万円の純利益となりましたということで、先日の決算大綱の中では当初予算では4億2,035万円の純損失を見込んでいたが、結果として1億8,000万円の純利益となった。ということは差引きをすると6億円ぐらいの財源が改善している。先ほどの説明の中に新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こういったものがその要因の中にあるというのは見てのとおりだと思うのですが、それ以外にどういうことがあって4億円の純損失が1億8,000万円の純利益に変わったかという、その差引き6億円の根拠になる数字をお知らせいただきたいのが1点と、次の23ページの一番上に病床利用率というのがありまして、令和3年、令和2年ともに53パーセント、52パーセントということなのですが、これは令和2年も令和3年も多分分母が違うと思うのですが、もし分母が分かったらお知らせいただきたいと思えます。

金子課長

まず、1点目の純利益の関係でございます。緊急包括支援交付金でいただいている額、あるいは国からの補助金の総額は9億5,000万円程度に上ります。ですから、医業収益としては非常に大きく落ち込んでしまいました。予算の対比で約5億円医業収益は落ちています。ただ、先ほど申し上げたとおり補助金は9億5,000万円プラスになっていますから、その他の要素もありますけれども、それだけで収益としてはトータルで4億3,000万円改善をしております。また、費用につきましては、予算より1億8,000万円圧縮をしております。これらをトータルしますと、6億1,000万円に上りますので、これが予算との差でございます。また、病床利用率の関係でいきますと、分母は314床です。これが休床している病床も含めての市立病院としてのトータルの病床数でございます。

副委員長

ちょっと確認させてください。休床していても分母は変わらないという考え方でよろしいですか。

金子課長
委員長

お察しのとおり、休床していても分母としては314床、そのままでございます。他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように確認します。

以上で認定第8号の質疑を終結いたします。
ここで所管入替のため暫時休憩いたします。

休 憩 14:18

再 開 14:20

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長 **認定第4号 令和3年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について**
認定第4号 令和3年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
を議題といたします。

まず、冒頭に資料要求される方はいますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、説明を求めます。

横山部長 (認定第4号を説明する。)

委員長 説明が終わりました。

柴 田 これより質疑に入ります。質疑ございますか。

全体を通した質疑なのですけれども、不用額が結構生じているが、コロナの影響は、どの程度事業執行に対してあったのかということについてご説明をいただきたいと思います。

水田課長補佐 不用額の関係ですけれども、介護保険予算、歳出予算約39億円のうち9割ぐら
いは保険給付費、約35億円となっていて、どうしても不用額が目立つよう
な形になっております。コロナの影響があるかどうかということですが、
R2年度決算でもコロナの影響というものが給付費には特に目立って出てきて
おりません。R3年度なのですけれども、給付費が特に大きく変わったといえ
ば、R2年度からR3年度にかけて短期入所の割合がR2年度はがくっと減っ
たのですけれども、R3年度は増えたといったところが大きな特徴かと思いま
す。

副委員長 ただいまの柴田委員のトータル的なコロナによるという不用額という説明は理
解をさせていただきました。介護サービス等諸費が見込みに対してかなり大き
く見込み減ということなのですが、これは今のご答弁ですとコロナはそんなに
影響がないというふうに考えるとすると、この見込み減というのはある程度設
定を高めを取っているのか、最終的に見込み減なのか、やはり何かの要因があ
って見込み減になっているのか、その点についてお願いします。

水田課長補佐 昨年度も同様な不用額が出ているのですけれども、コロナの影響というよりも
介護給付費は例えば施設入所された場合、1人当たり年間400万円ぐらいの大き
な差が出るのです。それで、一つの入所で大きく変わってきますので、予算は
それなりに見ているというところの影響であります。

委員長 他に質疑ございますか。

安 樂 決算書の323ページ、2款1項1目居宅介護サービス等給付費、これに関連して
備考欄のところで、居宅介護サービスの給付に要した経費8億1,651万9,409円
というふうにあるのですけれども、そこで事務概要調92ページの3、介護保険
サービスの利用状況、(1)、在宅サービス、福祉用具貸与、これ8,297件とい
う数字があって、この数字はこの金額に含まれるというふうに思うのですけれ
ども、昨年度から比べて662件増加しているわけです。この662件増加の要因と
いうのを伺いたいと思います。

水田課長補佐 福祉用具貸与件数の増加の要因ですけれども、複数の要因が考えられておりま

す。要介護認定者数が増えていることが1つ挙げられまして、増えていても重度の要介護認定者よりも軽度の要介護認定者が多い状況であり、在宅サービスの利用者が増えているということが考えられます。また、少なからずコロナ禍にあることも影響しているとも考えられまして、人と接する訪問介護や通所介護を利用するよりもまず福祉用具を利用する。そういう傾向があるとも考えております。

安 樂 コロナの影響ということで、出て歩かないで物を借りて自宅で介護するという解釈ですよね。それでよろしいですか。

水田課長補佐 そう考えております。

委員 長 他に質疑ございませんか。

山 本 市内には、いろんな民間の介護施設がいっぱいあると思うのですがけれども、昨年度の1年間又は、過去二、三年で結構なのですけれども、事業者数の増減の傾向というのが分かったら、概略で結構ですので、教えていただきたい。

水田課長補佐 R3年度の増減でいいますと、地域密着型の通所介護施設が1件、R3年度11月に開設しております。それと、滝川市ではないですけれども、近隣の施設で療養型の病棟が介護病棟廃止ということがR3年9月までに廃止されたということが1件あります。

山 本 うちのまちではないという話は、廃止の要因というのはやっぱりコロナか何かの関係で利用者が減り採算が合わないから事業から撤退というふうを受け止めてよろしいのでしょうか。

水田課長補佐 介護療養型の施設なのですけれども、この制度はR5年度の3月で制度的に廃止ということになっておりまして、その後はまた介護医療院という新たな施設に移行するか、それともそれを廃止して病院の病棟として扱うかという判断が事業者としてあります。その事業者としては、介護医療院にいかず病院として、医療費で経営を続けるということになっております。

委員 長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員 長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 そのように確認します。

それでは、以上で認定第4号の質疑を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

あしたは午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 14:42